

一部改正により民間法人などにも委任できる指定管理者制度に改正された。登別市の公の施設の管理に当たって、指定管理者の導入を検討する。

※『民間委託の推進』は、『保育所の民間委託』『検針・徴収業務の民間委託』『指定管理者制度の導入』を除いて、4月から実施しています。

◎**公用車の集中管理**

現在、市役所本庁における公用車は、各課単位で管理しているが、効率的な運用を図るため公用車の集中管理を検討する。

◎**医療費助成制度の見直し**

北海道と共同で実施している重度心身障害者、母子家庭等、乳幼児を対象とした医療給付事業について、社会経済情勢の変化や国の医療保険制度の改正により見直しを行う（10月から実施する予定です）。

▼**乳幼児医療給付事業**

・通院：3歳児未満↓就学前に拡大  
・入院：6歳児未満↓就学前に拡大

▼**母子家庭等医療給付事業**

母子家庭↓父子家庭にも拡大

▼**自己負担の見直し（重度心身障害者・母子家庭等・乳幼児）**

- ・一般：負担なし↓1割負担
- ・入院外の月額上限：自己負担なし↓1万2千円の自己負担
- ・入院の月額上限：自己負担なし↓4万200円の自己負担

※3歳未満の乳幼児と低所得者は現行どおり

適正な受益と負担の行政システムの構築

◎**ごみ処分手数料の見直し**

家庭系と事業系ごみのクリンクルセンターに直接搬入した場合には、指定ごみ袋の料金と比較して低料金で受け入れていることにより、格差が生じているため、適正なごみ処分手数料について検討する。

◎**老人福祉センター入浴料の有料化**

老人福祉センターの入浴施設は現在無料になっているが、受益と負担のあり方を踏まえ、有料化を検討する。

◎**学校開放事業の有料化**

学校開放事業については現在無料にしているが、受益と負担のあり方を踏まえ、有料化を検討する。

◎**公共施設使用料金の見直し**

受益者負担の適正化を図るため、集会施設使用料については、3年ごとに統一的な基準によって使用料を算定しているが、受益と負担の適正化のもと、新たな視点に立って適正な使用料のあり方について検討する。

◎**公共施設使用料の減額・免除制度の見直し**

公共施設を利用する際には、社会福祉団体や町内会を始めとする指定団体は免除、文化協会や体育協会の加盟団体などは減額として取り扱っているが、社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化に伴い、受益と負担の適正化の観点から、減免制度のあり方を検討する。

り方を検討する。  
※『ごみ処分手数料の見直し』『学校開放事業の有料化』は、4月から実施しています。

市民の期待に応えられる職員育成などによる行政システムの構築

◎**被服貸与の見直し**

職員への被服貸与は、業務上特に必要とする者に対して、被服貸与規程により貸与しているが、貸与品目や貸与期間などの見直しを行う。

◎**管理職手当の見直し**

市の厳しい財政状況を踏まえ、管理職手当の減額を検討する。

◎**特殊勤務手当の見直し**

特殊勤務手当は、著しく特殊な業務（危険、不快、不健康または困難など）に従事する者に支給しているが、社会経済情勢や業務内容の変化などから見直しを行う。

※3つの項目とも、4月から実施しています。

ご意見・お問い合わせは  
**行政管理課**  
☎ 1132 ☎ 1108  
Eメール：info@city.no  
boribetsu.hokkaido.jp